告　示

○防衛庁告示第百九十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十五年十一月十一日

防衛庁長官　石破　茂

日　時　平成十五年十一月二十五日から同月二十八日まで（予備、同月二十九日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛庁告示第百九十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十五年十一月十一日

防衛庁長官　石破　茂

日　時　平成十五年十一月二十五日から同月二十七日まで（予備、同月二十八日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛庁告示第百九十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十五年十一月十一日

防衛庁長官　石破　茂

日　時　平成十五年十一月二十六日（予備、同月二十七日）〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛庁告示第百九十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十五年十一月十一日

防衛庁長官　石破　茂

日　時　平成十五年十一月二十七日（予備、同月二十八日）〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛庁告示第二百号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十五年十一月十一日

防衛庁長官　石破　茂

日　時　平成十五年十一月二十七日（予備、同月二十八日）〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○金融庁告示第四十八号

三井ライフ損害保険株式会社が保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条第一項第三号の規定により、同社の同法第三条第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七十三条第四号の規定に基づき、告示する。

平成十五年十一月十一日

金融庁長官　高木　祥吉

○法務省告示第五百八十二号

不動産登記法第百五十一条ノ三第二項の規定により、別表の登記所並びにこれらの登記所及び平成十五年十一月四日法務省告示第五百七十二号指定の登記所を同項の登記所に指定する。

この指定は、平成十五年十一月二十五日から効力を生ずる。

平成十五年十一月十一日

法務大臣　野沢　太三

別表

法務局又は地方法務局	支局又は出張所
盛岡地方法務局	宮古支局
東京法務局	世田谷出張所、練馬出張所
大阪法務局	東大阪支局
神戸地方法務局	社支局、西脇出張所、洲本支局

○農林水産省告示第千八百二十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第二項において準用する同法第十六条第六項の規定に基づき、特定非営利活動法人鹿児島県地鶏協会から地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品についての認定業務を廃止した旨の届出があったので、同法第十七条の六第二項において準用する同法第十六条第七項の規定により公示する。

平成十五年十一月十一日

農林水産大臣　亀井　善之